

平成27年4月1日から 聴覚障害2級の認定には 「他覚的聴覚検査」が必須になります

手帳非所持の
場合

- ▶ 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し、2級（両耳全ろう）と診断する場合には、A B Rなどの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査*を実施してください。
※ 「遅延側音検査」「ロンバールテスト」「ステンゲルテスト」など
- ▶ 実施した検査方法と検査所見を診断書・意見書に記載し、記録データのコピーを添付してください。

診断書・意見書について

2級と診断する場合、身体障害者手帳（聴覚障害）の所持の有無について記載してください。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1)～(4) (略)

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況

有 無

※手帳所持者の場合は有に○、非所持の場合は無に○

ご不明な点、詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

大分県身体障害者更生相談所相談所

電話 097-542-1209



厚生労働省

第6回疾病・障害認定審査会障害認定分科会	
平成26年12月15日	参考資料3

他覚的聴覚検査に相当する検査について

1) 遅延側音検査 (delayed side tone test)

被験者に適当なことばを暗唱させ、それを録音しながら直ちに再生し、被験者にフィードバックして聞かせる。その時再生を0.2秒おくらせると、声が大きくなる、時間がかかる、発語が乱れるという3つの効果があらわれる。これを遅延側音効果といい、耳がきこえているかどうかの判断に使うのである。暗唱させる語は、例えば数字を50から逆順でいわせる、などがよく使われる。効果は著名で、耳が聞こえれば上記の3つの効果を免れることはできない。

2) ロンバール テスト (Lombard test)

本を読ませるなど連続的に発語をさせていて、60dB以上程度の雑音（白色雑音でも街頭雑音でも連続的なものならよい）を聞かせる。耳がきこえていれば自然に声が大きくなる。これをロンバール現象（Lombard,1911）といって耳がきこえるかどうかの判断に使う。

3) ステンゲル テスト (Stenger test)

Stenger（1900）の考案による。一側の耳がきこえないと訴える人について、ある周波数の純音でまずきこえるという方の耳の閾値を測る。次にきこえないという方の耳に“きこえない”範囲でのなるべく大きい同じ周波数の純音を聞かせながらもう一度きこえる方の耳の閾値をはかる。同じ音を両耳に同時に聞かせると、強い方だけがきこえて弱い方はきこえなくなってしまうという現象（両耳聴の現象）があるので、きこえるという耳で測った2回の閾値の間に大きな相違があれば、それはきこえないという耳にきこえがあることを示していくことになる。原法は音叉を用いるが、オージオメータを使って両耳にあたえる音の強さを上手に加減すると、きこえないという耳の真の閾値のおよそのレベルを知ることができる。

（出典）南山堂 聴覚検査の実際 改訂3版 日本聴覚医学会編集